

奈良県告示第三百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、大和都市計画道路を次のとおり変更した。

その関係書類は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室、大和郡山市都市建設部都市計画課及び天理市建設部まちづくり計画課において縦覧に供する。

平成二十八年十二月九日

奈良県知事 荒井正吾

変更に係る都市計画の種類及び名称並びに都市計画を定める土地の区域

種類及び名称	都市計画の変更に係る土地の区域
大和都市計画道路 三・五・四一一号 東井戸堂西長柄線	天理市東井戸堂町、九条町及び西長柄町
大和都市計画道路 三・四・四〇九号 三昧田横広線	天理市西長柄町
大和都市計画道路 三・三・四〇一号 天理橘線	大和郡山市新庄町並びに天理市櫛本町、上総町、喜殿町、前栽町、富堂町、東井戸堂町及び九条町